

遵守事項	許可業者	届出業者	許可・届出なし業者
<p>営業所の管理に関する帳簿を備え次の事項を記録し、最終記録の日から6年間保存すること。</p> <p>【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第164条】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業所の販売管理者の継続研修の受講状況 ・品質の確保(外観検査等)の実施状況 ・苦情処理、回収処理その他不良品の処理状況 ・営業所の従業者に対する教育訓練の実施状況 ・その他営業所の管理に関する事項 	該当	該当	<p>該当</p> <p>(ただし、継続研修の受講状況は、非該当)</p>
<p>医療機器に被包の損傷その他瑕疵がないこと等の確認。その他医療機器の品質の確保をすること。</p> <p>【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第165条】</p>	該当	該当	該当
<p>医療機器プログラムを電気通信回線を通じて提供することについて広告をするときは、次に掲げる事項を表示しなければならない。</p> <p>【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第165条の2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度管理医療機器等の販売業者等の氏名又は名称及び住所 ・電話番号その他連絡先 ・その他必要な事項 	該当	該当	非該当
<p>品質等に関する苦情発生時の原因究明、改善措置等の対応を行い、記録を作成すること。</p> <p>【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第166条】</p>	該当	該当	該当
<p>品質等に関する理由により回収を行う時の原因究明、改善措置等の対応を行い、回収した医療機器を保管し、適切に処分すること。また、記録を作成すること。</p> <p>【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第167条】</p>	該当	該当	該当
<p>販売管理者は毎年度継続研修を受講し、受講記録を作成すること。</p> <p>【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第168条】</p>	該当	努力義務	非該当
<p>営業所の従事者に対して、取り扱う医療機器の販売、授与、賃貸に係る情報提供及び品質の確保に関する教育訓練を実施し、記録を作成すること。</p> <p>【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第169条】</p>	該当	該当	該当
<p>中古医療機器を他に販売、授与、賃貸する時は、あらかじめ、その医療機器の製造販売元に通知し、製造販売業者から指示を受けた場合は、それを遵守すること。</p> <p>【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第170条】</p>	該当	該当	該当
<p>不具合、事故等の情報を得た場合は、その医療機器の製造販売元に通知すること。</p> <p>【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第171条】</p>	該当	該当	該当
<p>営業者は販売管理者がその義務を遂行するために必要と認めて述べる意見を尊重すること。</p> <p>【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第172条】</p>	該当	該当	非該当
<p>医療機器の譲受及び譲渡に関して、他の販売業者、病院等に販売した時、次の事項を記録し、記載の日から3年間保存すること。(特定保守管理医療機器の場合は、15年間)</p> <p>【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第173条】</p> <p>1) 相手が医療機関の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品名、数量、製造番号又は製造記号 ・譲受又は販売、授与若しくは賃貸の年月日 ・譲渡人又は譲受人の氏名及び住所 <p>2) 相手が医療機関以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品名、数量 ・譲受又は販売、授与若しくは賃貸の年月日 ・譲渡人又は譲受人の氏名及び住所 	<p>該当</p> <p>(高度管理医療機器等)</p>	<p>該当</p> <p>(管理医療機器ただし、特定保守管理医療機器は除く) 医療機器の譲受及び譲渡の記録については、努力義務</p>	<p>該当</p> <p>(一般医療機器ただし、特定保守管理医療機器は除く) 医療機器の譲受及び譲渡の記録については、努力義務</p>
<p>設置管理医療機器の設置を行う時は、製造販売元と委託契約を行い、設置管理基準書を入手し、その手順に従って適切に設置すること。</p> <p>また、設置を行う者は、教育訓練を受けた専門技術を有する者であること。</p> <p>【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第179条】</p>	該当	非該当	非該当